

## デジタルノマド受入れに向けた理解醸成・調査業務委託仕様書

### 1. 業務名

デジタルノマド受入れに向けた理解醸成・調査業務

### 2. 業務の目的

国際的なリモートワーカーと定義されているデジタルノマドが全世界で約 3,500 万人以上とも推計される中、日本においても「デジタルノマドビザ」の導入等により海外からのデジタルノマドが流入し、急速に市場が拡大している。

また、デジタルノマド人材は地域コミュニティへの参加意識が高く様々なスキルを持つことから地域活性化への期待も高く、本県でも人口未来戦略においてその誘致が提言されたところである。

そこで、本事業はデジタルノマド誘致に向けて必要となる受入側の理解を醸成するとともに、調査等により本県の強み等を把握することを目的とする。

### 3. 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

### 4. 業務内容

以下（1）及び（2）の業務を行うこと。

なお、業務の実施にあたっては、富山県知事政策局企画室成長戦略課と定期的（1 か月に 1 回以上）に打合せを行い、各業務の進捗状況を共有するとともに、業務内容等の詳細について、協議の上、決定すること。

また、打合せ終了後速やかに議事録を作成し、提出すること。

#### （1）県内観光事業者・地域づくり団体向けセミナーの開催

本セミナーは、県内へのデジタルノマドの誘致・受入れに向けて、県内の観光事業者や地域づくりに取り組む団体等のデジタルノマドへの理解醸成を目的として実施する。

セミナーは、受講者が居住地や時間の制約を受けず参加できるようオンラインで実施するとともに、アーカイブ配信も併せて行うこと。なお、セミナーの内容や目的に応じてリアル開催との併用も検討すること。

★以下のア～カを踏まえ、具体的なセミナー実施案を提案すること（セミナーの実施効果を高めるための追加プログラム等の提案も可）

#### ア 開講期間、開講日時等

- ・セミナーの全日程は、令和 8 年 12 月 25 日（金）までに完了すること
- ・セミナー各回の開講日時は受講対象者が受講しやすいよう配慮し設定すること

#### イ 受講対象者

- ・受講対象者は、県内で事業を営む観光事業者（宿泊事業者、観光コンテンツ運営者等）、地域づくりに取り組む団体及び行政機関（県及び県内市町村の担当者）を

基本とすること

## ウ 受講料

- ・受講者から受講料は徴収しないものとするが、受講料以外の費用（追加提案プログラム（受講者間の交流会等）の参加費等）を必要に応じて徴収することは妨げない

## エ プログラム

セミナーのプログラムは以下の点を考慮し作成すること

- ① 幅広い事業者等に受講を促し、デジタルノマドの存在を認知してもらうこと
- ② デジタルノマド誘致・受入れのメリットを認識してもらうこと
- ③ デジタルノマド誘致・受入れを自分事として捉えてもらい、具体的な行動変容につなげること
- ④ 業務内容（２）で実施するマーケティング調査の結果も適宜プログラムに活用すること

＜プログラム例＞

### ① キックオフセミナーの開催

まずは幅広い事業者等にデジタルノマドの存在を認知してもらうとともに、その後のテーマ別セミナー受講につなげるため、リアル開催とオンライン開催（アーカイブ配信）の併用とし、デジタルノマドの専門家による講演と専門家と県内事業者を交えたトークセッションを行うセミナーを開催

### ② テーマ別セミナーの開催

デジタルノマド誘致・受入れのメリットを具体的に認識してもらうとともに、自分事として捉えてもらうことで行動変容につなげるため、専門家等を講師に招き、実践的なテーマを扱うセミナーを開催（数回程度）

## オ 受講者の募集

- ・受講者募集のための専用 WEB ページ及び応募申込フォームを作成すること
- ・県のみならず、市町村等の関係機関と連携して、各種広報媒体等を用いて広報を行うこと

## カ 効果測定

- ・今後の施策等の参考とするため、セミナー受講者へのアンケート等によりセミナー実施の効果測定を行うこと

## （２）マーケティング調査の実施

デジタルノマド誘致・受入れに向けた今後の施策の参考とするため、以下の各種調査や SWOT 分析や PEST 分析などのマーケティング分析等を実施し、本県が持つ強みや課題、今後伸ばしていくことができる潜在的なポテンシャルについて整理、提言すること。

### ア 調査内容

- ・以下は必須項目とし、その他調査すべき事項があれば提案すること

- ① デジタルノマド誘致において強みとなりうる、本県が持つ文化的・歴史的背景や自

然環境、食等といった地域資源

②デジタルノマド誘致において必要となるコワーキングスペースや、宿泊施設、滞在時のアクティビティやイベント等の提供状況、外国語対応状況等

③県内におけるデジタルノマドの滞在状況

※必ずしも実数調査である必要はない

## イ 調査方法

・以下の方法を想定しているが、調査内容を踏まえ適切な手法を提案すること。

① 現地調査

② 事業者等へのヒアリング調査（業務内容(1) 県内観光事業者・地域づくり団体向けセミナーの受講者へのヒアリングも想定）

※調査先との日程調整や各種連絡、謝礼の手配、工程管理、資料作成等の一切の業務は受託者が行うこと

③ 机上調査

## ウ 報告書

・調査結果や分析結果等を取りまとめのうえ作成し、提出すること

・調査結果を踏まえ、今後県として取り組むべき施策の方向性に関する提言を盛り込むこと

・次年度の施策の参考とするため、令和8年9月30日（水）までに提出すること

## 5. 実施体制

本事業の進捗を管理する責任者を1名配置し、事業の管理・運営の取りまとめを行うこと。ただし、専任である必要はない。

## 6. 納入成果物

### (1) 納品物

本業務における納品物は以下のとおりとする

① 県との打合せの際に作成した資料や議事録等の電子データ

② 業務内容（2）ウで作成、提出した報告書

③ 業務報告書

・事業全体の報告書を提出すること

・電子データ1式とする

### (2) 納品期限

令和9年3月31日（水）

### (3) 納入場所

富山県知事政策局企画室成長戦略課

## 7. 留意事項

(1) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報を本業務以外で利用しないこと

(2) 本業務は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該

委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。

- (3) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- (4) 成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上止むを得ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に富山県知事政策局企画室成長戦略課に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- (5) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (6) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、受託者と富山県知事政策局企画室成長戦略課が必要に応じて協議するものとする。